

## ゴムライニングを施工した薬液輸送用 タンクローリーの使用上のご注意

### は し が き

この「使用上のご注意」は、ゴムライニング製タンクローリーの荷役、輸送など運用にあたっての注意事項をとりまとめたものであります。

ゴムライニング製タンクローリーの構造およびゴム材質は、薬液満載における輸送時の化学的・機械的な条件に耐えるように設計製作されていますが、誤った取扱いや不注意な作業をしますと、思いがけない損傷を生じたり、あるいはその使用寿命を著しく縮めたりするケースが少なくありません。

かつて、製品納入時の計画薬液と異なる薬液を積載したタンクローリーが、高速道路を走行中に著しい損傷をきたし、道路、通行車両並びに周辺建築物に多大な被害を与えた事案がありました。従いまして、公道を走行するタンクローリーの運行管理者および運転者は、以下にかかげた注意事項の周知徹底をはかっていただき、ゴムライニング製タンクローリーの運航中の安全確保および保全に万全を期されるように、関係各方面のご協力をお願い申し上げます。

ゴムライニングメーカーは、契約使用条件を逸脱した取扱いによる事故について、一切の責任を負いかねます。

#### 1. 使用条件

- 1.1 ゴムライニングを施工したタンクローリーには、契約（発注）時に取り決めた薬液（品種、濃度）以外の異なった薬液を積載しないで下さい。万一異なった薬液を積載されるときは、必ず施工メーカーに事前にご相談下さい。

使用可能と判断された薬液についても併用されないようにお願いします。誤った使い方をすると、ゴムライニングの寿命を縮めるばかりでなく、液漏れやローリーの破損事故を起こす危険があります。

- 1.2 タンクから液出しをする際の空気圧は、規定の圧力を超えないようにして下さい。ポンプで液出しをする場合には、必ずタンクの空気抜き弁を開き、タンク内部が負圧（真空）にならないように注意して下さい。この操作を誤ると、ゴムライニングを損傷するばかりでなく、タンクを歪めたり、亀裂を生じたりする原因となります。

- 1.3 薬液の出し入れをする際に、タンク外部に薬液をこぼしたときは、直ちに拭きとり、水洗いをして下さい。これを怠ると、タンクが腐食し、液漏れ事故の原因となります。
- 1.4 ゴムライニングの表面は、傷付き易いので、次の点に注意して下さい。
- (1) タンク内部の清掃をするときは、ぬるま湯または水で洗い流して下さい。沈殿物や付着物を取り除くときは、ゴムライニング面に傷を付けないように注意して下さい。
  - (2) ゴムライニング面には、溶接の火花や煙草の火などを落とさないようにして下さい。
  - (3) ゴムライニング面に、油やグリースなどをこぼさないようにして下さい。万一こぼしたときは、直ちに拭きとって下さい。
  - (4) ゴムライニングを施工したタンクには、電気溶接やガス溶断をしないで下さい。また火気を近付けないようにして下さい。この注意が守られないと、ライニングしたゴムがはがれたり、燃えたりすることがあります。

## 2. 保守点検

### 2.1 日常点検

ゴムライニングを施工したタンクローリーを使用する際には、日常、次の点検をして下さい。

- (1) タンクから液漏れしていないか。
- (2) タンクに、歪み（変形）やヒビ割れを生じている部分はないか。
- (3) タンクの外部塗装の剥がれはないか。タンクに腐食を生じている部分はないか。
- (4) タンクに装着されたボルトやナットに、締付けの緩みを生じてないか。ガスケットのズレや脱落はないか。

### 2.2 定期点検

車両の定期点検の際には、必ずタンク内部のゴムライニング面についても、点検をして下さい。12カ月に1回は定期検査を実施されるようおすすめいたします。できる限り、メーカー点検とし、自社で点検される場合は、下記要領にしたがって実施されることを推奨します。

- (1) ゴムの貼合わせ面の剥がれはないか。
- (2) ゴムライニングの表面に傷が付いたり、クラック（亀裂、ヒビ割れ）を生じたりしていないか。
- (3) ゴムライニングの表面が膨潤したり、ベタツキを生じたりしていないか。またその表面に膨れを生じていないか。

自社点検の結果、もし上記のような異常が発見されたときは、直ちにゴムライニングの施工メーカーにご連絡下さい。

### 3. 補修

損傷したゴムライニングの補修は、当初にそのゴムライニングを施工したメーカーにご相談下さい。ゴムライニングは、そのタンクに積載する薬液に適合した材料および施工方法で行いますので、当初のメーカー以外では、補修を完全に行い得ないことがあります。

### 4. 保守点検作業上の注意

- 4.1 保守点検のためタンク内部に入るときは、残留液による薬傷、ガス中毒症および酸素欠乏症を起こさないように、十分な予防措置をとって下さい。
- 4.2 タンク内部で作業をするときは、ゴムライニングの表面に傷を付けないように、ゴムぐつなど柔らかい履物をはいて下さい。
- 4.3 ハシゴや脚立などを使用するときは、脚にゴム製の滑り止めを装着したものを使用し、これがないときは、脚部にゴム板を敷くなどして、ゴムライニング面を保護して下さい。
- 4.4 作業をする際にボルト、ナットその他工具類をゴムライニング面に落とさないように注意して下さい。

### 5. 長期休缶時の処置

- 5.1 ゴムライニングを施工したタンクローリーの使用を長期間休止（休缶）する場合には、タンク内部を十分に水洗いしたうえ、直射日光の当たらない場所に保管して下さい。適当な場所がないときは、シート等でタンクを覆い、タンクに直射日光が当たらないようにして下さい。
- 5.2 長期間使用を休止（休缶）していたタンクを再使用する場合には、保守点検の項（2.1および2.2）にかかげた点検を行い、異常のないことを確かめたうえで使用して下さい。